

令和8年度 放課後児童クラブの利用申込みについて(一斉募集)

【申込期間】 令和7年9月16日(火)～ 令和7年10月17日(金)

受付時間 平日 8:30～12:00、13:00～17:00

○利用を希望される方は、申込期間内に必要な書類をすべて揃えて、提出してください。

○引き続き利用を希望する方も毎年度申込みが必要です。

○年度途中からの利用、長期休業期間のみの利用の場合も、申込期間内に必ずお申し込みください。

○申込者多数の場合は、利用をお待ちいただくことがあります。

1 放課後児童クラブについて

就労や介護、病気等により、放課後に保護者等が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(1) 町内の放課後児童クラブ

クラブ名	小学校区	実施場所
森放課後児童クラブ	森小学校	森小学校内及び保健福祉センター内
飯田放課後児童クラブ	飯田小学校	飯田小学校内
宮園放課後児童クラブ	宮園小学校	宮園小学校内

※長期休業期間中のみの利用の場合、在学している小学校内にあるクラブではなく、他校内のクラブまたは別施設で受け入れる可能性があります。(例) 宮園小学校の児童を森放課後児童クラブで受け入れる など

※土曜日は、町内全域の児童を対象に森放課後児童クラブで実施予定です。

(2) 開所日・時間

	開所時間	備考
学期中(平日)	下校時から 17 時 30 分まで	延長利用の申込者は 18 時 00 分まで
長期休業期間及び土曜日	8 時 00 分※から 17 時 30 分 まで	

○長期休業期間とは、終業式の翌日から始業式の前日までの間です。

○長期休業期間は、小学校により異なる場合があります。

○土曜日は申込者のみ対象です。

※長期休業期間、土曜日の開所時間は 8 時ですが、保護者の就業開始時間等により必要と認められる場合に限り 8 時からの利用が可能となります。

(3) 閉所日

日曜日・祝日、盆休み(8月12日～16日)、年末年始(12月28日～1月4日)

2 対象児童（利用可能な家庭）について

町内の小学校に通い、保護者、同居（世帯分離含む。）の65歳未満の祖父母が、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童

要 件	状 況 等
就労 （会社員・自営業・ 農林漁業等従事者）	放課後児童クラブ開所時間中に就労していること ※夜勤等の勤務形態の方は要相談 ※申込時に求職活動中の場合については、利用開始希望月1日までに就労していること
疾病・障がい	疾病、負傷、精神または身体に障害を有している場合
介護・看護	親族等を看護している場合
災害復旧	個別の事由による
就学	大学や専門学校に在籍または職業訓練等に就学している場合
妊娠・出産	産前8週～産後8週の月末まで

3 申込書類

記入漏れ等がないか必ず確認のうえ、提出してください。

書類	通年利用 (学期中＋長期休業期間)	学校の長期休業期間のみの 利用(春・夏・冬休み期間)
①放課後児童クラブ申込書	必須	必須
②放課後児童クラブ調査票	必須	必須
③同意書	必須	必須
④養育を必要とする証明書※ (就労証明書、申立書等)	必須	必須
⑤放課後児童クラブ 延長・土曜日利用申込書	延長・土曜日利用を 希望する場合のみ	延長・土曜日利用を 希望する場合のみ
⑥長期休業期間のみの利用申出書	不要	必須

※養育を必要とする証明書

父・母及び同居する（別世帯及び隣接も含む。）65歳未満の家族の方（祖父母、おじ・おば、きょうだい等）の証明書が必要です。

自営業・農林漁業等従事者（専従者含む。）の方は、確定申告書（開業して間もなくまだ確定申告をしていない場合は開業届）の写し等を提出してください。

養育を必要とする理由	養育の必要性を確認する書類(証明書)
就労（会社員）	就労証明書 ※就労先(内定先)にて記載・証明をお願いします
就労（自営業・農林漁業 等従事者）	就労証明書＋確定申告書・開業届の写し等
疾病・障がい	申立書＋医師の診断書または障害者手帳の写し等
家族の介護	申立書＋介護が必要となる証明書の写し (介護保険被保険者証の写し、医師の診断書等)
看護	申立書＋医師の診断書(療養等に必要期間が記載されているもの)

災害復旧	申立書＋罹災証明書等
求職活動	申立書＋ハローワークカードの写し、派遣登録証の写し等
就学	申立書＋在学証明書、学生証の写し等
妊娠・出産	申立書＋母子健康手帳の写し

※就労証明書は申請日の3か月以内に発行されたもの。

4 利用料

令和8年度において、利用料の改定（値上げ）を検討しています。
決まり次第、町ホームページでお知らせします。

《参考》令和7年度利用料

(1) 通年利用(学期中＋長期休業期間)の場合

区分	利用料
1.基本利用 学期中(下校時から17時30分まで)及び 長期休業期間(8時00分から17時30分まで)	月額5,000円
2.土曜利用(土曜日の8時00分から17時30分まで)	月額1,000円 基本利用に追加
3.延長利用(17時30分から18時00分まで)	月額1,000円 基本利用に追加

※おやつ代・教材費等は別途かかります。

(2) 学校の長期休業期間(春・夏・冬休み期間)のみの場合

区分	期間	利用料
1.基本利用 (8時00分から17時30分まで)	4月春休み	2,500円
	7月夏休み	2,500円
	8月夏休み	5,000円
	12月冬休み	2,500円
	1月冬休み	2,500円
	3月春休み	2,500円
2.土曜利用(土曜日の8時00分から17時30分まで)		月額1,000円 基本利用に追加
3.延長利用(17時30分から18時00分まで)		月額1,000円 基本利用に追加

○おやつ代・教材費等は別途かかります。

○利用が1日も無かった場合でも利用料金が発生します。

○利用料は指定された口座から、毎月口座振替により納入していただきます。

(3) その他

児童扶養手当を受給されている方については、利用料を一部助成します。

助成については、申請が必要ですので、健康こども課こども家庭係（0538-86-6330）までご連絡ください。

5 利用開始までの流れ

(1) 利用申込み



(令和7年9月16日(火曜日) から 令和7年10月17日(金曜日)まで)
申込書類をご準備のうえ、書類一式を申込み期間内に提出してください。
年度途中からの利用、長期休業期間のみの利用の場合も、申込期間内に提出してください。

(2) 利用調整



受付をした書類を審査します。
場合によっては、面接をさせていただくことがあります。

(3) 審査結果の通知



通年利用の場合：2月頃
長期休業期間のみの利用の場合：利用希望期間の開始月の前月下旬頃までに通知

利用決定

3月上旬に利用説明会や書類の提出等必要な手続きを行います。

利用不承諾

定員超過により、待機となった方は、定員に空きが生じ次第、順次利用の決定を行います。

(4) 利用開始

利用決定通知書に記載されている日からの利用となります。

(5) 利用取り下げ・利用中止

審査結果の通知が届く前に、児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、健康こども課幼稚園保育園係(86-6300)までご連絡ください。

利用を中止される場合は、利用を中止したい月の前月20日までに『森町放課後児童クラブ利用中止届』を健康こども課幼稚園保育園係まで提出してください。

6 利用についての注意事項

○クラブのきまりを守れない場合や、他の子どもへの暴力行為・迷惑行為がある場合は退所となることがあります。

○利用料等の未納が続く場合は、利用を継続することができませんので退所となります。

○開所時間内に必ずお迎えをお願いします。

○育児休業に入る場合は、クラブの継続利用ができませんので、退所となります。

また、育児休業中の方は、復職月から児童クラブの利用が可能となります。

○児童が故意に児童クラブの施設や物品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。

7 申込書類提出先・問い合わせ先

森町役場健康こども課幼稚園保育園係 (電話 0538-86-6300)

〒437-0215 周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター1階

受付時間 8時30分から12時00分、13時00分から17時00分